

(第九部)

第二回参議院農林委員会會議録第二十二号

(四五二)

昭和二十三年七月四日(日曜日)午後一時五十分開会

本日の会議に付した事件

○農業改良助長法案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧確保臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(補見議員) これより開会いたします。速記を止めて。

午後一時五十六分速記中止

午後二時四十六分速記開始

○委員(補見議員) 速記を始め、それでは一應休憩いたします。

午後二時四十七分休憩

午後三時三十分開会

○委員(補見議員) 引続き開会いたします。速記を止めて。

午後三時三十一分速記中止

午後四時五十八分速記開始

○委員(補見議員) 速記を始め、それでは只今から農業改良助長法案を議題といたします。この問題については先程御了承を得ましたように質疑を終了いたしましたので、これから討論採決に入りたいと思ひます。

○北村一男 此の改良助長法については、すでに質疑のときにおきまして、各委員からいろいろ修正の御意見も出されました、我々としても尙この法案につきましても全面的に賛成するといふわけに行かない部分もございますが、我々準備も進行しておるといふよ

うな実状に鑑みまして本案に賛成する者であります。併し政府におかれまして、こういう委員会の空気をよく御洞察になつて、来るべき国会において、改良すべき点は必ずから改良するように発議なさる、こういう条件下に民主自由党は賛成いたします。

○高橋繁吉 只今民主自由党から賛成の御意見がございましたが、同じ理由で民主党におきましても賛成いたしません。

○板野勝次君 私はこの農業改良助長法案は実に大切なもので、今まで責任ある当局の説明では、どうしても農林大臣の考案でどういふふうにも農業改良助長の方法が進められて行く、何ら民主的の農業改良の目的のために資金を使うというふうなことも保証されていらない、若しこれがそのまま通りますならば、ただ官廳が独断的に意図するもの、或いは都道府縣の農業試験場を中心としたものに重点を置いて、民間の試験研究機関等が段々と圧迫されて行く、むしろそれを助長するようにするのであります、どうして修正の要があると思ふのであります。全体として農業改良という問題に對して、我々は毫も反対する理由はな

くして、その農業改良の方向と、それから資金が安当に出されて行つて、農業改良の十分に企図ができるという方向に推進して行かなければならぬのであります、原案によりまゝと、むしろ農業改良を助長させるよりも狭めて行くという方向に危険を孕ん

でおりますので、大体の修正点は印刷したものをお配りしてある筈であります。第一の條の「法律の目的」を「法律の目的及び運営」と改める。それから總則に第二條として條の條文を加え、以下の條項を繰下げるようにしたのであります。これは農林大臣の独自の権限を審議会の運営に委ねようというのであります。即ち「この法律の運営を四階にするため農業改良助長審議会を置く。本委員会は農民組織、労働組合、科学者団体、半職経験者、関係官吏をもつて構成し、委員会の規定は別にこれを定める。但し関係官吏の数は委員総数の十分の一を超えることはできない。

「農林大臣の本法運営に對する任務はすべて本委員会の決定に従わねばならない」といふように修正をして、農林大臣は偏にこの審議会が決定した内容を遂行して行くという点に限つて参りたいのであります。

それから第二條第三項、第四項を削除し、第八條、第十九條はいずれも削除するのであります。これは前に質問の際に相当詳しく繰返されておりますから説明の省略いたします。

第十三條は第一項中「都道府縣が農林省と協同して行ふ」といふのと、「都道府縣に對し」、「この字句を削除するのであります。第十三條第二項はこれを削除する。

「農林省と協同して行ふ」といふのと、「都道府縣に對し」、「この字句を削除するのであります。第十三條第二項はこれを削除する。

第十四條第二項並びに第十五條、第十六條、第十七條、第十八條中の「都道府縣」の下にそれぞれ「及びその他の

機關」という字句を挿入いたしました。第十六條等一項、一、二、三をそれぞれ削除する。第十六條第二項はこれを削除する。

第二十三條第四項中「当該補助金を不要額とする」を「当該補助金を他の都道府縣又はその他の機關に割当てることができる」といふように改めたいのであります。

以上のごとく修正いたしまするならば、各位におかれても心配された面、農業改良を助長して行く眞の目的が達成されると思ふのであります。以上のごとき修正案を提出する次第でありまして、どうか農業改良助長のために熱心にその推進を望まれる委員各位の賛成を得たいと考へるのであります。

○委員(補見議員) 他に御発言ございませんか。

○山崎徳三君 この法律は農民の直接の利益というものは盛られていないで、試験研究等間接的にこの農業生産の増大、発達というふうなことを期するために盛り込まれてあるものであります。只今配付になっておりますところの農業改良局と密接不可分の関係にあるものであります。ただ遺憾なる点は養蚕業に關する問題が分離になるといふことは、如何にも日本農業が蠶糸業を重んじていないといふようなこと、我々は観察しなければならぬといふことになつておるのであります。その点は非常に遺憾と思ふのであります。何といたしまして今後

農業に關する諸原理及びその他の科学的試験研究をいたしまして、日本農業を最高度に向き上げなければならぬといふような状態下におきましては、本法案に對しまして提案通り賛成する者であります。

○本田徳三君 戦時中はともかくといひまして、戦後における傾向を見ますと、農業技術につきましても官廳指導の線が強く浮き上つておるのを見受けるのであります。私はこの官廳指導といふものを一概に排するものではないと思ふのであります。ただ官廳指導一方に墮するといふことは非常に警戒すべきことであると思ふのであります。これは今後我が國におきましてますます重要であります。この農業技術の動脈硬化を起す基であります。それで只今板野君のお話もありました。私も同様の意見を以ちまして、この際官廳指導と共に、民間研究機関もこれと並行して、発達を助長しまして、もつと自由奔放な新研究が行われまして、我が國農業の発展の上に寄與するようになりたいと思ふのであります。こういうたような希望条件を附しまして、一應原案に賛成いたしたいと思います。

○板野勝次君 私は第一條のごとき昨日いろいろ申し上げたのであります。この法律から見ますれば、今山崎委員からお話のあつたように、養蚕業を分けておるといふことを遺憾に感ずるのであります。又蠶糸業という中に畜産を含んでおるといふことではあります。が、

いるの点から考えて見まして、畜産の振興が我が國の現在の状況で重要であるのにも拘わらず、内容を見てみると畜産振興に関するいろいろの点が欠けておるよう考へるのであります。將來本法の運用によつて、又近く本法を改正して畜産の振興も同時にやり、又畜産業も本法において同時に進行しようとする態勢をされるような希望を述べて本案に賛成する者であります。

○岡村文四郎君 私はこの助長法案が決して悪いものとは考えておりませんので、いろいろと質問をやつたわけがあります。現在の日本の農業が如何にあるかという観点から非常に熱心に調べた結果がここに現われておるのであります。試験研究を主としておやりになりますが、試験研究をして日本の現在の農業に即應することを第一義に研究をして貰いませんと、あらゆる部面で試験研究はできたが実施に移して効果が無いというものが沢山あるわけがあります。殊に官僚を非常に嫌つておりますが、先方の善いものにも農林省の官僚を非常に説いておりますが、私共はあれ程官僚的だとも考えておりませんが、往々にして官僚的になり勝ちでも農業の試験研究、末端に下ろすべきもの研究はそういう気持では絶対駄目です。殊によく御注意を申上げをお願いを申上げて置く点は、その仕事に携わる者はいろいろな労働組合の法規によつてストをやつたり、賜暇をやつたりするような気持ではこの試験研究は絶対に生きて下へ通らんと存じます。今後農業に携わります、これに雇われる職員は絶対にそういう気持のない者をして試験研究に当らせ

るようでなければ、下まで滲透することにはならんと思ひます。それからその次は末端のことを余り心配をしないで上の方ばかり研究をすることに於ておりますが、これは早急に末端を第一に考へておらしてやるようでなければこの効果は著らんとおぼしめます。私は賛成はいたしません。これは止むを得ない賛成であります。非常に練れておらん、誠に杜撰な案であります。國會としてこの案を認めることには実に責任があると思ひます。この責任は私共は國會におるうちは追及いたしますが、退きますと責任を追及できませんからこの点を十分に政府においてしつかりと御用意をして、やがて追及されますことを心の中に御執行されますように、その意味で御賛成申上げて置きます。

○委員長(補見義男君) 大體討論を終結したようでありますから、これから採決に入ります。先ず最初に板野議員から御提案になりました修正案を議題にいたします。この御提案になりました修正案に御賛成の方の御起立を求めます。

○委員長(補見義男君) 少数であります。従つてこの修正案は否決されることになりました。

○委員長(補見義男君) 多数起立、上つて多数を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。尙只今の討論或いは委員会における審議の程

過等につきましては、例によりまして委員長の手許で適当に調整いたしました。本會議に報告することにしたと思ひますから御了承願ひたいと思ひます。

次に食糧確保臨時措置法案を議題にいたしますが、今衆議院で討論中でございますので、その間若干時間がありますから、実は一應予備審査としての質疑は打切りましたが、北村委員から質問を留保されておる点がございまして、これをやつて頂くことにいたします。

○北村一男君 この衆議院の修正案に皆さんがまあ御同意なされたようでございますが、前回に私質問し希望いたしました点もございまして、我々の党といたしましては、この中央審議院を決議機関にして貰ひたい、こういう実は民主自由党の独自案というふうなものがあるわけがあります。ところが本日の修正を拜見いたしますと、この点は「意見を聴いて」でなくて「意見に基き」というふうな衆議院の修正は相成つておるようでございます。この点は政府は「基き」ということをどういふふうに御解釈になるか、その点を承わつて置きたいと存じます。

○委員長(補見義男君) 少数起立、上つて多数を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。尙只今の討論或いは委員会における審議の程

○委員長(補見義男君) 多数起立、上つて多数を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。尙只今の討論或いは委員会における審議の程

○委員長(補見義男君) 多数起立、上つて多数を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。尙只今の討論或いは委員会における審議の程

○委員長(補見義男君) 多数起立、上つて多数を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。尙只今の討論或いは委員会における審議の程

○委員長(補見義男君) 多数起立、上つて多数を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。尙只今の討論或いは委員会における審議の程

どうして政府が多く推定したかということにつきまして、當時の説明では、日本國民の健康状態などを考へて、約六百万石程度の開米が流れておるといふような推定が下される、そういうものを勘案しますと、只今申した約二十万町歩足らずの面積が想定できるというふうな説明があつたと私は記憶いたしております。また一筆も調査をしておりませんが、まだ一筆も調査を全國的に完了しません今日、政府で事前割当の数字をお出しになるに、やはり本年もそういう数字を御参考になさつて御決定になつたものであるかどうか、念のために承わつて置きたいと存じます。

○政府委員(平野書治郎君) 只今北村委員からの御話がございましたように、第三條の審議院を、前の案といたしましては審議院の意見を聴いて」とあつたのを、今回衆議院の修正では審議院の「意見に基き」ということなつておるが、その「基き」ということはどういふ意味かとお尋ねのようになりまわりました。勿論農林大臣が審議院の意見を基礎としてこれを根本に自分の考への大基として、適切な施策を建てよう、こういうのでございまして、前の場合においてもそういう大體考へておるが、あの表現では或いは必要によつて、見よによつては聞き流してというふうにも聞えるところがありますので、今度はあの中央審議院の意見に基いて、これを大本といたしまして、そうして自分のいろいろなことを決める基にした、こういう考へ方でありま

○委員長(補見義男君) 多数起立、上つて多数を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。尙只今の討論或いは委員会における審議の程

○委員長(補見義男君) 多数起立、上つて多数を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。尙只今の討論或いは委員会における審議の程

○委員長(補見義男君) 多数起立、上つて多数を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。尙只今の討論或いは委員会における審議の程

○委員長(補見義男君) 多数起立、上つて多数を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。尙只今の討論或いは委員会における審議の程

ときの御説明では、或いは相当量の米が正規のルートを通らないで流れておることからしても、供出そのものの御無理を願つておつて、そういう余力がないに實際はあると見ておる、そうすれば、一反歩当りの收穫は大體非常に御難儀を掛けておられますから、反別でも或いは延びておるのじやないかと、そういうふうな御察をした、こういうお話だつたらうと思ひますが、今年はおるかというお話でありました。それは、そういう点も今年も考慮の中に入れておられますが、いま一つは供出制度が改々いろいろになつて参りましてから、御承知の通り、日本の田地、或いは畑におきまして、作付面積の申告が非常に減つておるのであります。それらのことも睨み合せて、少し、そういうふうな申告だけでは、正しくないのではないか、こういうふうな両面の推定から、一つの反別を想定いたしました。割当てておることは事実であります。併しながらこれは實際にないような供出面積を考へるわけではございませんので、若し間違つておる場合におきましては、どん／＼これを訂正すべく、それ／＼の手配をいたしておるわけでありまして、又本省直轄の作物報告所、その他の機関、或いは都道府縣、そういう向きとも連絡をしまして、できるだけ早く、反別の適正な測量をして、將來こういうふうな点の明朗化を期したいと、こう考へておる次第であります。地方に行きまして、私共常に、耳にいたしますのは、反別のないところに供出割当をしておるというお話でございますが、その度にそういう事実があれば、いつでも補正を迅速

○委員長(補見義男君) 多数起立、上つて多数を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。尙只今の討論或いは委員会における審議の程

○委員長(補見義男君) 多数起立、上つて多数を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。尙只今の討論或いは委員会における審議の程

○委員長(補見義男君) 多数起立、上つて多数を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。尙只今の討論或いは委員会における審議の程

○委員長(補見義男君) 多数起立、上つて多数を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。尙只今の討論或いは委員会における審議の程

○委員長(補見義男君) 多数起立、上つて多数を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。尙只今の討論或いは委員会における審議の程

これに雇われる職員は絶対にそういふ  
維持のない者をして試験研究に当らせ  
約十九万町歩ばかり食い違ひがあつた  
のでございますが、その十九万町歩を  
するが、昨年の説明はどうでありまし  
たか、私今存じておりませんが、その  
話でございますが、その度にそういう  
事実があれば、いつでも補正を迅速

に行なつて、農家の方々は、迷惑を  
掛けないといふことを力説してござ  
すので、この点を御了承願ひたいと考  
えております。  
○岡村文四郎君 少しお伺ひして見た  
いと思ひますが、御承知のように、本  
年初めて、事前割当をおやりになつて  
夏作、特に稲作の事前割当をやつたの  
であります。六月二十日の調べによ  
りますと、未だに割当が完了していな  
い地方が相当多いのであります。割当  
ががくのごとく遅延いたしましたので  
は、事前割当の價値はなくなると思  
ひます。当局は如何にそれを  
お考えになつておられますか。次はこの  
法律が施行になりますと、末端の個人  
別割当が最も必要であります。法に  
書いてありますように、異議があれば  
十日或いは二十日というふうな日にち  
が決められておられますが、上の方で相  
当の余裕を見て指示をしませんと、又  
相も裏らん結果になりはしないかとい  
ふ心配があるのであります。当局の  
方では、少くとも五ヶ月以上の余裕を  
見て、指示する確約ができるか、その  
点をお伺ひしたいと思ひます。  
○政府委員(軍野澤) 只今、岡  
村さんの御質問は、事前割当が六月二  
十日においても諸所において割当が不  
可能な所があるのを、どう思ふかとい  
うお尋ねであります。誠にこれは残  
念なことでありまして、その間には、  
いろいろ事情があつたと思ひます。  
いろいろ事情に副わない点も、或いは  
所によつては、あるかも分りません。  
又その他府縣の各地区との均衡が取れ  
ないとか、或いは又末端の部落の均衡  
上、隣の村との釣合ひというようにな  
りから、いろいろ問題で、主として、

供出の割当が事実の上において、過重  
な点があつて、事前割当を不可能にさ  
せておることだろふと思ひまして、こ  
れは、今、そういう地区に對しては、  
は、誤解のないように、或いは又実情  
をよく調査をいたしまして、そうして  
一日も早く、全國が事前割当を終るこ  
とを努めておられます。  
尙又末端の個人の割当がいろいろ最  
後に問題になるというお話は、その通  
りでありまして、これに對して、異議  
があつた場合には、一應、十日或いは  
二十日という期限は附してあるのであ  
りますけれども、そういうことでは、  
やはり期間が短いから、できるだけ早  
く、個人割当を終るようにならうと思  
ひます。御尤もであります。併し五ヶ月前  
にこれをいつきり割当を完了すること  
ができるかという期限につきましては、  
は、できるだけ早くやりたいというこ  
とに考へておられますけれども、只今  
のところ、日にちを切つてお答えする  
というところまでは、私も申しかねる  
のであります。  
○岡村文四郎君 ちよつと、次官は誤  
解があるのじやないかと思ひます。す  
から、もう一應申上げます。私の五ヶ  
月というのは、中央で政府が割当を決  
してからの時日であります。決して下  
の方へ行つて五ヶ月というようにな  
ることを要求してはいないのであります。  
この点は中央から都道府縣に、都道府  
縣から市町村に行くというやうなこ  
とで、相当余裕がないと、又これはご  
ごたすと思ひますから申上げるので  
あります。次官御自身では確約は困  
難だろふと考へておられますが、その趣  
旨において十分折衝されて、私共の希  
望が通りますように、特段の御配慮を  
願つて置きます。

○委員(補見義男君) 質疑はこれで  
終了したものと認めて、これから  
食糧確保臨時措置法案について、討論  
及び採決に入りたいと思ひます。尙申  
上げますが、衆議院から送付されまし  
た案によりまして、原案に修正が加え  
られておるのであります。即ち、第二  
修正の点を申上げますと第一は、第二  
條第二項中「生産数量」の下に「生産者  
保有数量」を、又「供出数量」の下に「代  
替供出の範囲及び比率を含む」を、農  
機具の下に「等」を加へる。これが第  
一点であります。  
第二点は、第三條第一項中「意見を  
聽いて」を「意見を聞き」に改める。  
第三点は、同條第二項の次に、次の  
一項を加へる。「政府は、主要食糧農産  
物の生産を確保するため必要な資金の  
融通につき、計画を定めその実施に關  
して必要な措置を講ずる。」  
第四点は、第七條第五項中「農機具」  
を「農機具等」と改め、「命令に基き」の  
下に「時期を失しない」を加へる。  
第五点は、第八條第四項に次の但書  
を加へる。「但し、第五項において準用  
する第六條第二項の規定による決定が  
あるまでは、食糧緊急措置命令(昭和二  
十一年勅令第八十六号)第一條の規定  
による收用は、これを行わない。」  
第六点は、第九條中、「農機具」を「農  
機具等」と改める。  
第七点は、第二十九條を次のごとく  
改める。「第十條の上に、第三條第四  
項又は」を加へる。  
以上の通りであります。この衆議院  
送付の修正案を含めて議題に供しま  
す。

○石川謙吉君 この食糧確保臨時措置  
法は、元來農家が自分の農家經營のた  
めに、自由に耕作し得る権利を非常な  
制限をする案であります。併しながら  
現下の食糧事情からいふと、併しな  
と、いろいろ心配な点がありました。衆  
議院の修正によりまして、その心配が  
大分緩和されたわけでありまして、今  
申上げたように、何としても農家の經  
營権の主要な制限でありますので、政  
府におかれましては、これが実施に當  
りましては、苟くも不者に農家を制限  
するようにならぬように、十分な御注  
意を願ひたいと思ひます。地方にお  
きましては、さうな考へがな  
いといつたとしても、例えは開拓その  
他の問題において、末端の実施機關に  
おきまするといふと、中央の意図を無  
視したり、或いは曲解したりしま  
して、不当に農民を圧迫する事例が次  
山あるのであります。この措置法にお  
きましては、かような問題が起きます  
というのと由々しき大事であります。  
むしろ増産確保が激産確保というよう  
な結果を招来すると思ひます。この点  
につきまして、政府の十分なる準備と、  
これが運営につきましては誤りないよ  
うな、詳細な計画を立てて御実施を願  
ひたいという希望を申上げてまして賛成  
いたします。

○板野勝彦君 私は共産党を代表いた  
しまして、この食糧確保臨時措置法案  
に對して全面的に反対する者でありま  
す。大体五つの理由で反対したいと思  
ひます。  
第一は、農業計画を立てて参ります  
のには、政府の食糧供給計画と、それ  
から下からの民主的な、具体的な生産  
計画というものが並存いたしましたし

整されなければならぬと思ふのであ  
ります。この民主的な生産計画とい  
ふものについては、法文には何ら規  
定されていないのであります。農業  
計画は政府の農民に對する一方的な註  
文書を出しておるのに過ぎないのであ  
ります。而もこの注文書には、今まで  
農業再生産用の資材が償われていな  
かつたという点に對して、衆議院で改  
正されたことは、もとより結構であ  
りますけれども、発註書に對して農  
機具等が保証されて来たというのに過  
ぎないので、依然として基本的な面が  
變つていないのであります。而もこの  
中央農業調整審議會といふものが、單  
なる諮問機關になつておる、そうして  
その構成や選出の方法につきまして  
も、政令によつてなされるようにでき  
ておるので、その民主的な機能とい  
うものが何ら保障されていないのであ  
ります。第三條の衆議院の修正が「を聽  
いて」といふのが「聞き」といふふう  
に字句が改められておるのであります  
が、この「を聽いて」といふことと「基  
き」といふ点では、言葉の強さとい  
うものがあつたけれども、内容的には、  
これによつて諮問機關ではなくなる  
ということにはならないので、單なる欺  
瞞に過ぎないと思ふのであります。  
第二の反対の理由は、この法案の骨  
子といふものは、今まで供出割当が、  
作物を見た上での予想收穫高を基にし  
て決められたのに對して、先ず作  
付の前に、各農家に主要食糧農産物の  
生産割当をし、そうしてこの割当てら  
れた生産數量から、自家保有量を引  
いて、今度は修正された面によると、大  
体供出の範囲及び比率等が含まれるこ  
とになつておるが、この自家

保有量を控除したものを供出責任数量とするという点にあるのであります。ところでこの生産割当、供出責任数量というものが、民主的に決められるかというのに、従来の供出割当の決め方と全く同様でありまして、上から天降りの下へ下へと押し付けて参りました。各段階の農業調整委員会はこれを受け、その割り振りを自主的に有れるのに過ぎないのであります。これはこの委員会を如何に民主的な形のものにいたしましたも、政府の天降り割当の下請機關以上の何ものでもないものでありまして、こういうふうな鉄の枠を嵌められた民主性というものは、政府が供出割当とその統制の責任を、ただ調整委員会に轉嫁するといふような結果になつてしまひまして、見掛け倒しの欺瞞になつてしまつておる点であります。

第三に、それではこういうふうな仕組みの下においても、中央、地方、市町村の農業調整委員会が、今までの食糧調整委員会と全く違つた、民主的な運営ができるかというのに、決してそうではないのであります。市町村及び都道府県の委員は、一應公選となつておるのであります。会長は市町村の場合にありましては、互選制であるけれども、都道府県の場合にありましては、知事になつておるのであります。そうして会長である知事は、更にこの互選された委員の外に五人といふものを選定するところの専権を持つておる。従つて現在の農地委員会の構成等に比較いたしまして、保守的であり、中央の審議会に至りましては、前に申しましたように、絶対命令に等しい農業計画を決め得る段階にありながら、

単に農林大臣の閣内機關になつておる。そしてその構成であるとか、選挙運営等に関しましては、全く官僚に握られておるのであります。こういうふうにならざるに上から下まで官僚の決定権は動かすに難いものになつておるのであります。これは農林大臣の委員会は官僚と結び付き、更に地主富家の一部の農家に握られてしまつて、こういう一部の地主富家の農家には非常に便利であります。他の中以下の農民に対しては、決して便利な方法ではない。従つて供出や資材配給割当の公正というものは断じて期せられないのであります。

第四番目は、この法案では、又農業生産物の地域、期間、種類、面積といったようなもの指定と、それから強制ができることになつております。これは農業経営の自主性を破壊し、そして農民の生産意欲を減退させる結果となつて来るのは必然であります。これは質問の際におきましても政府委員から回答がありました。この危険性を多分に孕んでおると思つております。これが天降りの強制せられるときは、戦時中の軍閥官僚政府のファシズム的な作付統制の下に、非常に苦しみました農民の奴隷化以上の状態が起つて来るのは必至でありまして、而も現在のように、生産費を償わないような農産物の価格の統制と並行して、このことが行われます場合には、農民といふものは行き場を失つて自滅し、農業は破壊せられる由な結果になると思つております。工産物は戦前の十倍、農産物の価格はまだ未決定であります。労働賃金は三千七百円ペーネを押し付けておる。

第五の点は、都道府県及び市町村におきまして、農業計画を決めるのは、各農業調整委員会の議決を要することに於ては、市町村長において勝手に取消することができぬので、何ら民主的に保障されていぬのであります。又農業者は自分に対して定められた農業計画について、異議を申立てることができぬことになつておるのであります。この有効期間は、計画公表後、前には一週間、今度はただ十日に改められておるに過ぎないのであります。僅か十日間と限定されて、事実上いろいろな手続きで無効となる公算は極めて大きいのであります。市町村長がこの申立てに対して決定するには、二十日以内となつておりました。前の案によりまして三十日となつておりましたのを二十日に短くして、そしてこの短期間に盛り沢山にして、更に煩瑣なる上級機關の承認を順次得なければならぬことになつておりましたので、結局これを具体的に異議の申請が決定されて行くということを考へて見ますと、この申立ては事実上骨抜きにされておると言わざるを得ないのであります。而もこの場合中央で決まつた都道府県別の農業計画は、動かし難い重石といつたしまして、官僚的な計画体系が下から少くも是正されることを固く抑えておるような仕組みになつておるので、こういうふうな欺瞞的前提の上に立つて決められた指示に従わない農業者に対しては、市町村農業調整委員会から知事に申請して、強制命令を出せることになつておる。知事はこれによつて申請が相当であるといふふうに認められるときには、強制命令を出す。そしてこの命令に従わない農業者は肥料その他資材の配給が削減されるだけではなく、二万円以下の罰金に処せられる。

第五の点は、都道府県及び市町村におきまして、農業計画を決めるのは、

この有効期間は、計画公表後、前には一週間、今度はただ十日に改められておるに過ぎないのであります。僅か十日間と限定されて、事実上いろいろな手続きで無効となる公算は極めて大きいのであります。市町村長がこの申立てに対して決定するには、二十日以内となつておりました。前の案によりまして三十日となつておりましたのを二十日に短くして、そしてこの短期間に盛り沢山にして、更に煩瑣なる上級機關の承認を順次得なければならぬことになつておりましたので、結局これを具体的に異議の申請が決定されて行くということを考へて見ますと、この申立ては事実上骨抜きにされておると言わざるを得ないのであります。而もこの場合中央で決まつた都道府県別の農業計画は、動かし難い重石といつたしまして、官僚的な計画体系が下から少くも是正されることを固く抑えておるような仕組みになつておるので、こういうふうな欺瞞的前提の上に立つて決められた指示に従わない農業者に対しては、市町村農業調整委員会から知事に申請して、強制命令を出せることになつておる。知事はこれによつて申請が相当であるといふふうに認められるときには、強制命令を出す。そしてこの命令に従わない農業者は肥料その他資材の配給が削減されるだけではなく、二万円以下の罰金に処せられる。

このように以上五つの理由によりまして、どうしてもこの法案は、民主的な仮面を被つた官僚的な抑圧法であると思つざるを得ないので、農民が不当に圧迫されるだけでなく、繰返して申しますが、農民は抑圧され、供出は却つて阻害され、勤労人民の生活はますます窮乏して、産業復興の基礎が破壊されるものであります。そこで日本共産党は、飽くまでこの農業の計画供出の制度は、民主的に下から築き上げられなければならないことを主張するのであります。我々は食糧は飽くまで上から押し付けるのではなくして、食糧の人民管理法等を制定すべきであると思つておるのであります。併し今日食糧人民管理法等を設定いたしましたにも、その暫定措置としては、取敢ず食糧管理法を改正すれば、十分供出の目的が達し得るので、食糧管理法を改正して、農民のためにする飯米の確保、適正価格の問題、再生産物の物資の確保をこの点で保障して行けば、十分でき得るのであつて、新しくかくのごとき農民を圧迫するような方法を取らなくとも、食糧管理法の中で十分緊急の措置を取り得ると思つておる。そして更に農民を脅かして参りました食糧緊急措置命令等は、この際も必要のない措置命令でありますから、即刻政府はこれを廃止すべきであると思つております。

以上の諸理由によりまして、私は主要食糧臨時措置法案に対して、全面的に反対する者であります。○農業者諸君、私は農業生産のために必要な肥料、農薬、農機具又は資金を

入れることになつたのは、喜ばしいこと

たしましても、尙封建的な要素がこの

りたといふのが農家全体の要望であ

あり、五億も資金であり、十億も資金

尙右各報告書に、可とせられる諸君

中央の審議会に至りましては、前に申しましたように、絶対命令に等しい農業計画を決め得る段階にありながら、

産物は戦前の百十倍、農産物の価格はまだ未決定であります。労働賃金は三千七百円ペースを押し付けてお

なると思ふのであります。第五の点は、都道府県及び市町村におきまして、農業計画を決めるのは、

に認められるときには、強制命令を出す。そしてこの命令に従わない農業者は肥料その他資材の配給が削減され

入れることになつたのは、喜ばしいことであるのでございますが、農機具の下に「等」という字を入れたことによつて、今までの委員会の経過からいまして、農業生産に最も必要なものは、この外に、農家が着るころの繊維製品であるとか又ゴム製品が入るのであります。如何に肥料、農薬、農機具、資金があつても、農家が着るころの着物がなく、使用するころのゴム製品がないということであつたならば、生産を殖やすことはできないのであります。従つてこの「等」ということによつて、農業計画を立てる際においては、繊維製品、ゴム製品というものを、肥料、農薬、農機具同様に農家に配給するようにして、その配給方法については商工省、安本と農林省は交渉中であるということでありまして、その交渉の結果は、必ず確実に配給ができて、交渉の結果は、必ず確実に配給ができて、又その配給方法はできるだけ農家の自主的団体である農業協同組合及びその連合会をして取扱わせて、食糧増産をより以上に増進するように努めさせて貰いたいという希望を述べ、この案に賛成するものであります。

たしましても、尙封建的な要素がこの中には多分に現存しておると思ひますので、この点当局でも十分筆記されまして、欠陥のある点は他日修正をし、そうして運営よろしきを得るよう希望いたしました。この際はいろいろの事情から止むを得ざるものといひましたので、この案に賛成いたす次第であります。

尙右各報告書に、可とせられる諸君の御意見を願ひます。〔多数意見者署名〕委員(補見義男君) 速記を止め

○北村一男君 私は中央審議会に対する懸念につきましては、板野委員が第二の点として取上げられたことと同様の懸念を持つておるのであります。末端の機構に至りましては、私は聊か板野委員と違つて見解を持つておるのであります。この中央審議会は根本の供出を決めるのでありますから、余程御注意になつて運用して頂き、又人選をして頂かないと非常に困る事象が起きて来る、こういうことを憂慮する一人であります。殊にこの中央審議会においては、私は農業計画のみならず、でき得れば米價の問題もその意見に基づいて農林大臣或いは政府において決定されることを希望する者でございます。

尙この資金の計画などにつきまして、は、よく農村の事情を取入れて、物でなく金で金に裏付けをして頂きたい、今や農村におきましては、物の裏付けとして資金が要するという事象をよく認識されて、運用よろしきを得るようになつて貰いたい。こういう希望を付しまして民主自由党はこの原案に賛成するものでございます。

〔速記中止〕委員(補見義男君) 速記を始め

○岡村文四郎君 二年越しの案が大体決定になることになつたのであります。が、農家としては今までのような無策無計画で供出を強いられることは迷惑千万であつて、何とか事前に数量を知

りたいというのが農家全体の要望であるのであります。そこでこの計画が上から下に下ろされるのであります。下から湧き上つて来るのではないのであります。元のような無理の割当をされるだらうという懸念は十分にあるわけでありまして、然るに一應は下の意見を聴いてやることになつておりますから、多少のことに楽しみはあるわけでありまして、そこで板野さんから随分いろいろ詳しくお話がありまして、百姓を奴隷化されるというお話もありました。決してこれから奴隷化され始めるというのではないに、奴隷化されておると私は考へております。それは一番に日本共産党が最も主張しております。これが奴隷化の第一歩であります。これは何者も許さん奴隷化でありまして、その奴隷化は自覚いたしておりまして、どうか百姓を何とか面倒を見て計画を立てて呉れといつてお願いしておりますが、私共百姓からお願ひをせなくとも、政府それ自体でどうなるだらうという見通しを附けて政府自体が奴隷化して農家を引立てて行くのでなくして、食糧の確保は絶対に不可能であると考え

あり、五億も資金であり、十億も資金で、これを入れたことによつて安心して喜んで受けたと思つて貰つては間違つておるのであります。今後十分な農業資金が何程必要をという計画ぐらひは立てて、そして殊に単作地帯たる北海道、東北六縣が一番困つております。中にはまだ阪神の方にもあるかも知れませんが、子供補しのように資金を入れたら資金は何ほでもよいとか、或いは文句さえ書いて置けばいいという考へではなしに、どうしても北海道、東北六縣、或いは阪神の中にも二縣程あると思つてあります。それを入れたものによつて十分に計画を立てて、そして万遺憾のないようなことにして、初めて生産が確保できるのであります。初めから、この点は十分に又お願いをしなくとも、しつかりと政府の方で案を立てて農業経営をさすことになつて貰ふことをお願い申上げまして、甚だ遺憾ではあります。二年越であるが故に、(笑)もう政府に免じて止むを得んこととして賛成申上げます。

○本田健児君 一般論より、私は、現今のような資本主義体制下におきましては、農業は常に工業から圧迫されておる極めて不利な立場に立つておるのであり、或いはこういう制度も農民の利益のためにではなくして、他の産業発展のために作られたものであるとも言えるのであります。かような見地からいたしますれば相当批判の余地があります。又一步譲つて申しまして、計画はよくてもその運営がまずければ何にもならぬのであります。即ち割当方法にいたしましても、供出方法に

○委員(補見義男君) 多数であります。従つて衆議院送付案通り可決することに決定いたします。以上可決いたしました諸案については、本会議へのそれらの報告については、その内容その他は例により委員長にお任せ願ひます。

政府委員 農林事務次官 平野善治郎君 農林事務官 山添 利作君 (農政局長)

第九部 農林委員會會議錄第二十二号 昭和二十三年七月四日【參照】

農林事務官  
(畜産局長) 遠藤 三郎君

大藏事務官(主  
計局第二部長) 河野 通一君

説明員

農林事務官(畜  
産局長馬課長) 井上 綱雄君